

経済産業省 委託事業

国際税務の基礎知識と 諸外国の最新動向についての 情報提供セミナー

第10回 メキシコ

2025年12月

メキシコの税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	10
企業進出形態の比較	11
PE課税	12
税務調査および異議申立て・税務訴訟	13
ホットトピック	14

税制概要



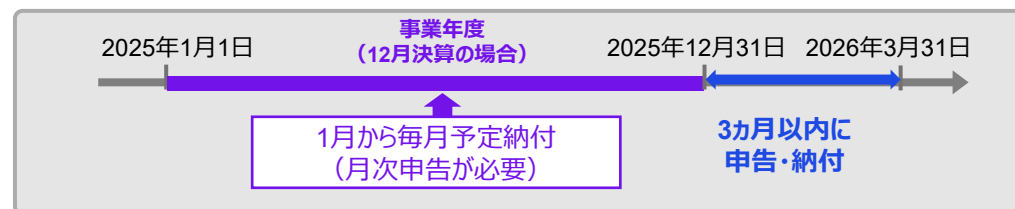
- メキシコの税制は、基本的には連邦税と地方税（州および自治体が課す税金）に分類されている。メキシコの政治体制は、立憲君主制による連邦共和制で、大統領を国家元首としており、議会は上院・下院の二院制である
- 言語：スペイン語
- 通貨：メキシコ・ペソ（MXN）
- 居住法人：メキシコ国内で事業の管理が行われている法人
- 居住法人の課税所得の範囲：全世界所得
- 日本との租税条約：あり
- 日本との社保協定：なし
- 中央政府税務当局名称：国税庁（Servicio de Administración Tributaria ; SAT）

営利事業所得税（Profit-Seeking Enterprise Income Tax）

税率（キャピタルゲイン含） 30%

課税年度 暦年

申告納付期限 3月31日



事業を展開する際に生ずるその他の主な税、社会保険料

固定資産税 土地・建物の評価額の0.05～3%の固定資産税が課される（税率は州によって異なる）。

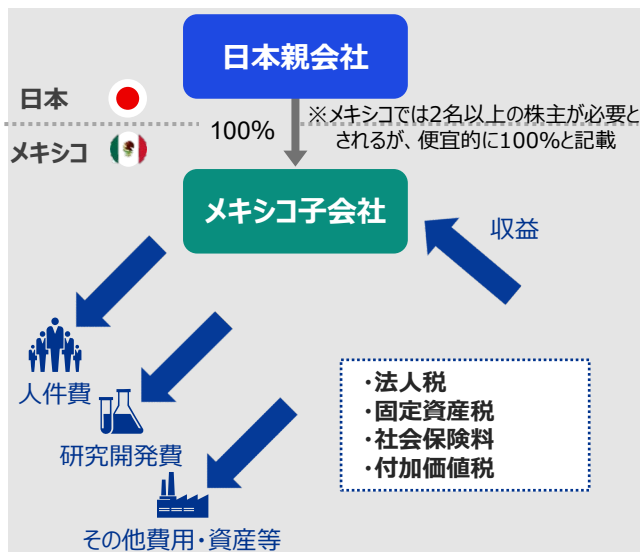
不動産取得税 不動産の取得時、不動産の評価額の1～3%の不動産取得税が課される（税率は州によって異なる）。

従業員給与税（Payroll） 雇用主が被雇用者に支払う給与等の総額に2～4%の従業員給与税が課される（税率は州によって異なる）。

社会保険料 雇用主が被雇用者に支払う給与等の金額をベースとして年金保険、医療保険等に関する社会保険料を負担しなければならない。雇用主が負担する社会保険料は、法人税の計算上損金算入できる。

付加価値税（IVA） メキシコで販売・提供される物品・サービスおよび輸入に対して課される。標準税率は16%である。

事業課税（事業期間中）（1/2）



中小企業の特例
 前年度営業収益が35百万MXN以下の個人事業者は、簡易申告制度（現金主義）の選択ができる。

メキシコ営利事業所得税

税率	30%
課税所得計算	Gross Income（総益金）からDeduction（損金）を控除した金額からさらに繰越欠損金を控除することにより課税所得を算定する。
欠損金	繰越期限 10年間（インフレ調整が必要）
	繰戻し 不可
キャピタルゲイン・ロス	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産、不動産、株式譲渡に係るキャピタルゲインは、通常所得と合算して、法人所得税で課税される。 原則として、キャピタルロスは、通常の損失に含まれ、損金算入できる。 例外として、株式譲渡に係るキャピタルロスは通常所得と相殺はできないが、同年度・同種類のキャピタルゲインと相殺でき、未使用分は10年まで繰越しできる。
中間納付	前年度の利益率に基づいて計算した月次予定納税額を毎月17日までに納付しなければならない（前年の確定申告書が提出された4月以降から直近の利益率を使用して仮税額を計算、納付する）。
法人所得税債務の時効	申告期限から5年（税務局に登録していない、会計帳簿を保管していない等不正と判断される場合は10年）
連結納税制度	2014年より、旧連結制度は廃止され、新たな選択制のグループ税制が導入された（会社の議決権株式の80%以上を所有していることなどの要件を満たす必要がある）。
税制改正	メキシコでは頻繁に税制が改正されている。

事業課税（事業期間中）（2/2）

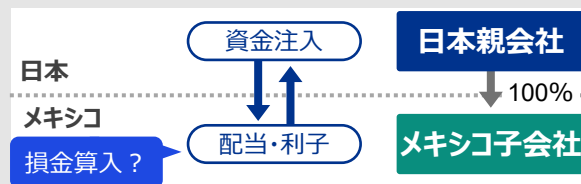
課税所得の計算方法		法人所得税の計算上注意を要する項目	
会計上の税引前当期利益		一般原則	会社の事業目的を達成するためのみに生じた費用、固定資産の減価償却費、支払利息等は、原則として損金算入可能である。
(+) 益金算入項目 (+) 損金不算入項目 例：交際費、会計上の減価償却費		人件費関連	個人所得税上非課税となる給与および福利厚生経費、退職積立金掛金は支払額の47%を限度額として損金算入できる（支払福利厚生経費等が昨年と同じ水準を維持できる場合、限度額は支払額の53%になる）。
(-) 益金不算入項目 例：国内受取配当金、政府補助金 (-) 損金算入項目 例：税務上の減価償却費		交際費	<ul style="list-style-type: none"> 飲食代の支出については、税務上、支払額の8.5%を限度額として損金算入できる。 事業所から50km以上の出張に係る旅費・交通費は、損金算入できる。
当期課税所得		準備金および引当金	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に、引当金や準備金は損金に算入できない。 従業員への法定福利費として支払われる退職拠出金は損金算入可能。一方、労働法に基づく退職給付引当金（確定給付的役割）は一時差異として実際の退職時まで損金算入不可。
(-) 税務上の繰越欠損金		固定資産の償却費	減価償却方法について、定額法しか認められない。
課税所得		寄附金	<ul style="list-style-type: none"> 政府機関等への特定寄附金については、課税所得の4%まで損金算入できる。 上記以外の認可機関に対する特定寄附金は、課税所得の7%まで損金算入できる。
(-) 法人税率		インフレ調整	毎月末の貨幣性資産および貨幣性負債の差額の年間平均残高に一定のインフレ係数を乗じた金額を加減算調整する必要がある。
法人税額		支払利息	<ul style="list-style-type: none"> 純支払利息のうち、調整後課税所得の30%を超える金額については損金に算入できない。 計上年度の損金不算入額は、翌年以降10年間、一定条件を満たせば損金算入可能である。
(-) 源泉税額		受取配当	<ul style="list-style-type: none"> 内国法人からの配当は、益金不算入となる。 外国法人からの配当は課税対象となり、外国税額控除の対象となる。
(-) 中間納付税額		損金不算入の費用	正式な電子領収書（Digital Invoice）のない費用等
差引法人税額			

事業課税（資金注入、資金還流時）

資金注入した場合の留意点

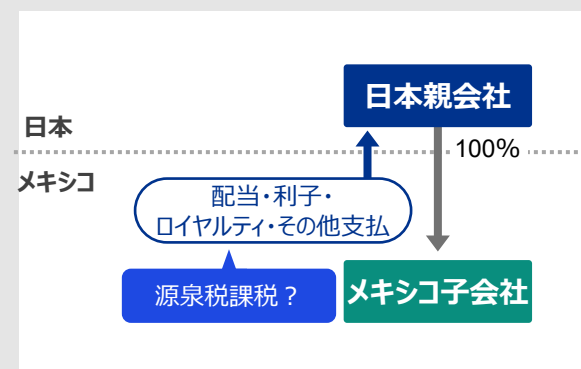
- ・ 関連者からの負債の総額が株主資本の3倍を超えた場合、超過分の負債にかかる支払利息は税務上損金算入できない。
- ・ 純支払利子^(*)のうち、調整後課税所得の30%を超える金額については損金に算入できない。本規定により損金不算入となった純支払利子は、10年間繰越し可能。本規定は既存の過少資本税制と併用されるため、本規定に基づき計算された損金不算入額が過少資本税制による損金不算入額を上回る場合にのみ適用となる。

*1：純支払利子の計算において20百万MXNの適用除外額が設定されている。



利益の送金および関連者取引

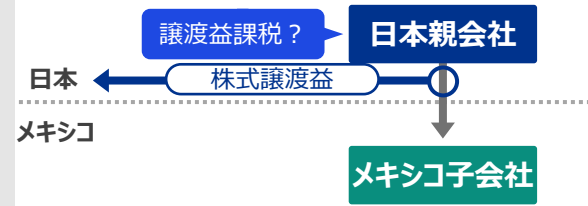
- ・ 配当、利子（関係会社間貸付）およびロイヤルティの外国法人への支払いは源泉税の対象となる。
 - ・ 配当：10%
 - ・ 利子：21%
 - ・ ロイヤルティ：25%/35%（特許の使用料：35%）
- ・ 日本への支払等は日墨租税条約により下記のとおりとなる（特典制限条項（LOB）はない）。
 - ・ 配当：0%（25%以上かつ6か月以上保有で、配当受領者が上場法人であり、その株式の50%超を政府、個人居住者等が保有している場合*）
 - 5%（25%以上かつ6か月以上保有している場合*）
 - 10%（その他の場合）
 （*日墨租税条約の制限税率）
 - ・ 利子：15%（日墨租税条約の制限税率）
 - ・ ロイヤルティ：10%（日墨租税条約の制限税率）
- ・ 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない。



事業課税（撤退時）

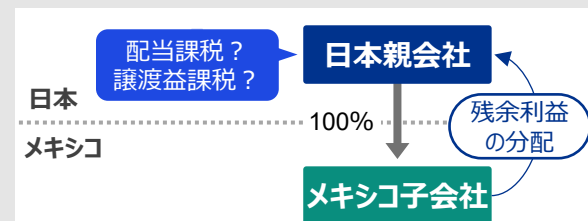
撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

- 非上場企業の株式の譲渡：次の方式のいずれかを選択できる。
 - ✓ 取引価額に対して、25%の源泉徴収税が課される。
 - ✓ 譲渡益に対して、35%の源泉徴収税が課される。
- 日墨租税条約により、メキシコで持分割合25%以上の会社の発行済株式の5%以上を売却した場合のみ課税される。



清算時の 残余利益 に対する課税

- 残余財産の分配は下記のいずれかの方法を選択できる。
 - ✓ 配当と資本の払戻しの組み合わせ
 - ✓ 資本の払戻し（利益剰余金を含む金額）
 - 配当にかかる課税関係^{(*)1}：清算法人の株主においては、10%の配当源泉税^{(*)2}が課税される（ただし、配当にかかる日墨租税条約の適用関係については前ページ参照）。
 - 資本の払戻しの課税関係^{(*)1}：清算法人においては、資本の払戻しは分配利益とみなされ、約43%の税率（法人税税率30%に対し係数 1.4286 を掛けて算出）で課税される。ただし、資本の払戻しの金額から、税務上の課税済利益勘定（Cuenta de Utilidad Fiscal Neta：CUFIN）および税務上の拠出資本金勘定（Cuenta de Capital de Aportación：CUCA）の残高（インフレ調整あり）を差し引いて求めた金額が課税対象となる。また、清算法人の株主においては、残余財産のうち、留保利益の分配については、10%の配当源泉税^{(*)2}が課税される（ただし、配当にかかる日墨租税条約の適用関係については前ページ参照）。
- *1：清算法人においては、税務上の課税済利益勘定（Cuenta de Utilidad Fiscal Neta：CUFIN）を超過して配当した金額については、約43%の税率（法人税税率30%に対し係数 1.4286 を掛けて算出）で課税される。
- *2：2014年度以降に稼得した利益に関する配当、利益分配の場面を想定。



納税要件・課税範囲

			居住法人	非居住法人（外国法人）	
課税所得の範囲			全世界所得	メキシコの源泉所得が課税の対象となる（事業所得は、日本企業の場合、日墨租税条約によりPEがある場合のみ課税対象）。	
投資先	居住法人	配当等	国内法人からの受取配当は免税となる。	<ul style="list-style-type: none"> 10%の源泉徴収税が課される。 非居住者への支店の利益送金は源泉徴収税の対象とならない。 	
		株式等の譲渡	譲渡利益	株式譲渡に係るキャピタルゲインは、通常所得と合算して、法人所得税で課税される。	<ul style="list-style-type: none"> 上場企業の株式の譲渡：10%の源泉徴収税で完結 非上場企業の株式の譲渡：次の方式のいずれかを選択可能 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 取引価額に対して、25%の源泉徴収税が課される。 ✓ 譲渡益に対して、35%の源泉徴収税が課される。 日墨租税条約により、メキシコで持分割合25%以上の会社の発行済株式の5%以上を売却した場合のみ課税される。
			譲渡損失	株式譲渡に係るキャピタルロスは損金に算入できないが、同年度・同種類のキャピタルゲインと相殺できる（10年まで繰越しできる）。	
	非居住法人	配当等	通常の課税所得として課税される。		
		株式等の譲渡	譲渡利益	外国株式譲渡に係るキャピタルゲインは、通常所得と合算して、法人所得税で課税される。	
			譲渡損失	株式譲渡に係るキャピタルロスは損金に算入できないが、同年度・同種類のキャピタルゲインと相殺できる（10年まで繰越しできる）。	
国外支店の所得の取扱い			全世界所得に対して法人所得税が課される。		
CFC課税			<ul style="list-style-type: none"> 居住法人およびメキシコにPEを有する外国法人は、CFC*を通じて生じた所得につきメキシコ国外でメキシコ法人所得税の75%未満（つまり22.5%未満）の税率で課税される場合、当該所得につきCFCに対する出資割合に応じて課税される。 <p>*次の要件のいずれかを満たす場合、当該外国関係会社はCFCに該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 納税者が当該外国関係会社の株式または議決権の50%超を有すること 減資や解散の際に納税者が当該外国関係会社の資産または利益の50%超を取得する権利を有すること 納税者が当該外国関係会社を会計上の連結子会社としていること 等 		

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税

<p>国内向け支払い にかかる源泉税</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 配当：0% • 利子：0% • ロイヤルティ：0%
<p>従業員の 雇用にかかる税務等</p>	<p>従業員給与と税 従業員に支払う給与等の総額に2～4%の従業員給与税が課される（税率は州によって異なる）。</p> <p>社会保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> • 障害・生命保険：課金基準賃金の2.375%（雇用主負担：1.75%；従業員負担：0.625%） • 労災・健康保険：課金基準賃金の22.85%（雇用主負担：22.2%；従業員負担：0.65%） • 年金受給者健康保険：課金基準賃金の1.425%（雇用主負担：1.05%；従業員負担：0.375%） • 高齢失業・老齢保険：課金基準賃金の4.275%（雇用主負担：3.15%；従業員負担：1.125%） • 退職保険：課金基準賃金の2%（雇用主負担：2%） • 保育所・福利厚生給付保険：課金基準賃金の1%（雇用主負担：1%） <p>（雇用主は、従業員負担額を源泉徴収する義務がある）</p>
<p>付加価値税（IVA）</p>	<p>課税取引 メキシコで物品・サービスの提供、財産の一時的な使用・享受および物品・サービスの輸入に対して課される。</p> <p>税率 標準税率は16%である（輸出物品等は0%課税とされる）。</p> <p>インボイス制度 取引の際には常に、IVA税額などを詳しく記したインボイスを発行する必要がある。</p> <p>申告期限および納付期限 毎月（月末から17日以内に月次申告書の提出・税額納付の義務がある）</p>
<p>印紙税</p>	<p>なし</p>
<p>デジタル課税</p>	<p>2020年6月より、ゲームダウンロード、遠隔教育等の越境デジタルサービスは、16%の付加価値税（IVA）で課税される。</p>

法人課税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
IMMEXプログラム (Decree for the Development of the Maquiladora Export Industry and Export Services)	輸入部品・原材料を加工して輸出版売した企業 (IMMEX登録が必要となる)	一時輸入の部品・原材料に係る関税・輸入IVA等の免除優遇を享受できる。
産業分野別生産促進プログラム (PROSEC) (Decreto por el que se establecen diversos Programas de Promoción Sectorial)	電気、電子、自動車および自動車部品等のPROSEC指定産業に属する企業	特定の完成品を製造する際に必要とされる部品・原材料、機械・設備の輸入に対して0%、3%、5%等の優遇関税が適用される。
研究開発奨励 (Article 202 of the Income Tax Law)	特定の研究開発を行う企業	過去3年間の研究開発投資の平均額を上回る投資について、その増加分の30%をその年度の法人税から控除できる（5千万MXNを限度とする）。
障害者・高齢者雇用奨励 (Article 186 of the Income Tax Law)	障害者・65歳以上の高齢者を雇用する企業	障害者・高齢者への実質給与の25%の追加控除の優遇を享受できる。

企業進出形態の比較

	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、メキシコでの事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接メキシコで裁判の当事者とされることは基本的にはない。 日本の親会社がメキシコ税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、メキシコにおける税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる。 税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可。
支店	<ul style="list-style-type: none"> 開業当初に損失が出た場合、日本本社の課税所得と相殺し、節税効果が期待できる。 本社経費を合理的な範囲で支店に配賦し、メキシコの課税所得から控除できる。 日本本社への支店の利益送金は源泉税の対象とならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本本社が、支店の債務について直接責任を負うこととなるため、メキシコの裁判管轄に服することになる。その結果、提訴された場合には本社が被告となる。 支店の税務調査が本社まで及ぶ可能性があり、本社の帳簿・証憑書類等の提出を求められることがある。
駐在員 事務所	<ul style="list-style-type: none"> 駐在員事務所設立にあたっては、外国法人の支店設立と同様に認可手続きが必要。その活動が準備的または補助的活動に限られていることを条件として、法人所得税の納税対象とはならない（ただし従業員の給料源泉徴収のため、RFC（税務番号）の取得は必要）。 基本的には支店と同様に節税効果が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> メキシコでの活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる。 実際にメキシコ国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうかの判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。租税条約における恒久的施設（PE）と認定されると、メキシコ法人所得税が発生する。
出張 ベース	<ul style="list-style-type: none"> 法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる。 	<ul style="list-style-type: none"> メキシコ進出の規模は相当程度限定される。 出張者のメキシコでの活動および滞在日数によっては、日本本社がメキシコにおいてPEを有していると認定される可能性がある。

PE課税 - PEの種類

PEの種類

メキシコのPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。

1 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



(日墨租税条約第5条第2項)

2 代理人PE

外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人
(①常習代理人、②保険代理人)



(日墨租税条約第5条第5項)

3 建設PE

6カ月を超える期間存続する建築工事現場または建設、**組立**もしくは据付工事または**これらに関連する監督活動**



(日墨租税条約第5条第3項)

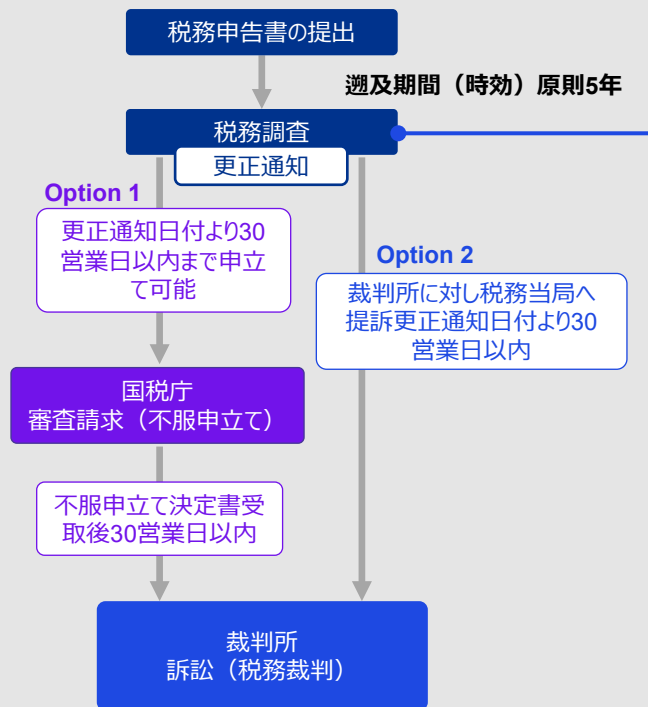
MLI条約の署名：2022年9月16日現在署名しているが未発効。

PEに関連するMLI条約の規定の適用：MLI条約の批准書を寄託していないため確定していないが以下が予定されている。

- ・ 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外についてそれぞれが準備的・補助的でないダメ）
- ・ 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外について密接に関連する者も一体判定）および企業と密接に関連する者の定義の追加
- ・ 問屋契約およびこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避（常習代理人PEの強化）

税務調査および異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続きおよびプロセス



当局の執行体制

税務当局の名称：Servicio de Administración Tributaria (SAT)
税務調査官の人数約2.5万人 (2025年4月の情報)

税務調査の執行上の特徴

- ① 税務調査のタイミング：税務年度の調査が入るまでのオープン期間は、基本税務申告書を提出してから5年間。
- ② 当局による税務調査の入り方：
 - 1) 事前依頼による訪問調査
 - 2) デスクトップレビュー（納税者メールボックスを通したインターネット税務調査が増える方向）
- ③ 当局による調査期間：

上記1)、2) いずれのケースでも当局に与えられる調査期間は通常1年間。ただし移転価格に関して調査が拡大する場合はさらに1年間延長することが可能（最大2年）。

調査結果レポートに対して納税者側は1か月（+2か月の延長可能）の猶予期間を与えられ反論を行うことができる。最終的な更正通知は上記レポート発行日から6か月以内と規定される。

紛争解決手続き

- ① 審査請求：当局への不服申立て。更正通知日付より30営業日以内まで申立て可能。

所要期間：3か月から1年程度

メリット：1. 納税者側から追加資料を提出する機会があり、追加の反論期間が得られる。
2. 審査結果が出るまで、更正額の支払いは不要。

デメリット：徴税部門とは独立した部門といえどもSAT内組織であるため、反論が受け入れられる余地は少ない。
- ② 訴訟：裁判所に対し税務当局への訴えの申立て。更正通知日付より30営業日以内まで申立て可能（上記不服申立てのステップを踏まない場合）。

所要期間：2年以上

メリット：1. 不服申立てが受け入れられなかった場合の次のステップとして選択可能。
2. よりフェアな結論を得られる可能性。

デメリット：1. 更正額をいったん納める必要あり（具体的にはBondの差入れ）。
2. 法的な見解、解釈を争う場であり追加情報や新事実等を織り込むことは不可能。

ホットトピック（税務調査の論点も含む）（1/2）

01

低税率国への支払い

論点：関連当事者との取引のうち、低税率国に所在するグループ会社に対する支払いがある場合、（1）その対象取引にビジネス実態がないと判断された場合、あるいは（2）その相手国とメキシコが租税条約もしくは情報交換協定を結んでいない場合、その支払いはメキシコ側で損金不算入として扱われる。

※低税率国として取り扱われるのは、法人税率が22.5%未満の国・地域（メキシコの法人税率（30%）の75%よりも低い国）

対応策：法人税率が22.5%未満で、かつ、メキシコが租税条約を締結していないタイ（法人税率20%）やベトナム（法人税率20%）、台湾（法人税率20%）といった国に所在する関連者との直接取引の有無およびその取引規模を調査することにより自社への影響度合いを分析することが必要である。

02

労働者利益分配金（PTU）

論点：メキシコの労働者利益分配金（PTU）とは、毎年、課税所得（一部調整あり）の10%を従業員に分配する制度となる。2021年労働法改正により、企業のビジネス活動において派遣社員を使うことが原則禁止とされ、一部の例外を除き正規雇用での対応を行わなければならなくなった。この改正に伴い、PTU制度にも修正が加えられ、支給するPTUは「給料の3ヵ月分」あるいは「過去3年のPTU受領額平均額」のいずれが高い方と定められることとなった。

対応策：企業の利益が発生するケースにおけるPTU計算にはCAPが設けられることとなるため、各社員一人ひとりへの支給額が青天井となる事態は避けられるものの、企業が支給するPTU総額は会社のPLに当然影響を及ぼすこととなるため、十分な検討を要する。

03

実質的支配者（UBO^(*1)）

論点：2022年度税制改正により、メキシコでもUBOの文書化制度が導入され、すべてのメキシコ法人等（①法人、②メキシコの信託の委託者、受託者および受益者、③その他の法的組織）はそれらの「実質的支配者」を自ら特定し、その身元を証明する資料の準備や文書化を行い、税務当局より要求されたタイミングで速やかに提出を行うことが2022年1月1日より要求される。

対応策：

UBOに関する情報は継続的に更新が必要となるため、組織内の情報を適宜に収集できる仕組み作りが必要。また、SATから文書の提出を求められる場合、適宜対応ができない場合や欠陥があると判断された場合、比較的高額な罰金が必要となることとなるため、早急な文書化の準備が重要である。

*1：Ultimate Beneficial Owner の略

04

PEの定義変更

論点：2020年税制改正において、非居住者がメキシコにおいてビジネス活動を行う場合のPEの定義が新たに拡大されることとなった。改正の前、メキシコの代理人がメキシコ国内にて非居住者の代わりに権限を行使したり、契約に代理で署名したりする場合、その非居住者はこの代理人を通してメキシコにおいてPEがあるとみなす規定があった。今回の改正においては、メキシコの代理人が非居住者の契約締結に繋がる主要な活動・役割を果たしている場合、PEとみなされる。

対応策：メキシコ代理人を通して、販売活動や販促活動を行い利益を享受している場合、メキシコ当局によりPE認定を受ける可能性があるため、上記の導入による影響を受ける可能性を事前に検討しておくことが望ましい。

ホットトピック（税務調査の論点も含む）（2/2）

05

質問状の発行

論点：売上請求や源泉税が発生する取引等において発行されるCFDI^(*)の情報を当局が把握しているため、この情報と申告書の売上、仕入、給与などの情報が一致していなかった場合、質問状を納税者に発行する。法的に質問状は税務調査としての位置付けではあるが、納税書として対応が求められる。

対応策：各税務年度ごとに自社が自ら発行したCFDIの累計を申告情報と整合が取れたものであるか、社内でつと確認を行い、差異がある場合は然るべき検証を自発的に行い、将来の質問状に対する準備をある程度行っておくことが望ましい。

*1：Comprobante Fiscal Digital por Internetの略

メキシコの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピック

【目次】

移転価格税制の概要	17
ローカルファイルの概要	18
マスターファイルの概要	19
国別報告書の概要	20
メキシコにおける特有の事項	21
メキシコにおける移転価格調査に係るトピック	22

移転価格税制の概要

1. 移転価格税制導入時期	1997年以来、Income Tax Law（以下、「MITL」）に規定されている。	
2. 関連者の定義	(1) ある企業と、当該企業に対して直接または間接的に、管理、支配、資本参加している企業 (2) 同一の企業から直接または間接的に、管理、支配、資本参加している企業同士 (3) 合併事業の場合、当該事業の参加者 (4) 恒久的施設の場合、親会社および親会社のほかの恒久的施設および関連者の恒久的施設 (5) メキシコの居住者と、当該企業と事業を営み、メキシコの優遇税制の適用を受ける企業は、関連当事者でないことを証明しない限り、関連当事者であるとみなされる。（Article 179 of MITL）	
3. 移転価格調査の時効	5年。ただし、納税者が過年度に係る税申告をすると、時効の起算点がそこでリセットされる。	
4. 独立企業間価格の算定方法	OECDガイドラインに準拠した以下の方法（Article 180 of MITL） ①CUP法（独立価格比準法） ②RP法（再販売価格基準法） ③CP法（原価基準法） ④PS法（利益分割法） ⑤RPSM法（残余利益分割法） ⑥TNMM法（取引単位営業利益法）	
5. 事前確認（以下、「APA」）／相互協議（以下、「MAP」）の適用可能性	日本との租税条約の有無 あり	実務上の適用可能性 実績あり。 日墨間相互協議は年1～2回程度実施される。

ローカルファイルの概要

ローカルファイル（以下、「LF」）の概要	
1. 作成義務対象者	<ul style="list-style-type: none">➢ コンプライアンス文書（MITL 第 76 条による移転価格報告書） 直前会計年度の売上高が13百万MXN以上のメキシコ法人は、当該年度のすべての関連者間取引についてコンプライアンス文書が必要である。当該文書にはメキシコ所得税法第76条IX項に記載された要件リストを含める必要がある。➢ Local File Informative Tax Return（BEPS）<ul style="list-style-type: none">I. 直前会計年度の売上高が1,063百万MXN（毎年更新）以上（この金額は現地法人の収入のみを考慮）および株式が公開市場で上場・取引されているメキシコ法人II. メキシコ所得税法第II編第VI章（法人納税者グループの選択的制度）に該当するメキシコ法人III. 政府機関IV. メキシコに恒久的施設（PE）を有する外国納税者（ただし、そのPEで行われた活動に限る）V. 財政法第32-A条第2項に定める法人の関連者 <p>2022年度の所得税法によれば、会社に法定税務申告（Dictamen fiscal）の提出義務がある場合、売上高が閾値を超えていなくてもLFの提出が求められる場合がある。</p>
2. 作成期限／提出期限	対象年度の翌年度の5月15日（Income Tax Law）
3. 作成言語	スペイン語（会社間契約および比較対象企業の事業内容は英語で提出可（Miscellaneous Fiscal Rule 2022 3.9.13））
4. 罰則	<ol style="list-style-type: none">1. 不順守について、170,540～240,090 MXNのペナルティ2. 税務調査の時効が10年に延長される可能性あり3. 公的セクターへのサプライヤーになることが禁止される可能性あり4. 輸入者許可の取消しとなる可能性あり5. 納税者番号の使用が制限される可能性あり（Article 82 of CFF）

マスターファイルの概要

マスターファイル（以下、「MF」）の概要

1. 作成義務対象者	I. 直前会計年度の売上高が1,063百万MXN（毎年更新）以上のメキシコ法人（この金額は現地法人の収入のみを考慮） II. 株式が公開市場で上場・取引されているメキシコ法人 III. メキシコ所得税法第II編第VI章（法人納税者グループの選択的制度）に該当するメキシコ法人 IV. 政府機関 V. メキシコに恒久的施設（PE）を有する外国納税者（ただし、そのPEで行われた活動に限る）
2. 作成期限／提出期限	対象年度の翌年度の12月31日までに提出
3. 作成言語	原則スペイン語。ただし、BEPS Action13に準拠した外国法人作成のMFは、スペイン語または英語で提出可能である（Temporary Rule 3.9.12 of MTR for 2023）。
4. 罰則	1. 不順守について、140,540～200,090 MXNのペナルティ 2. 税務調査の時効が10年に延長される可能性あり 3. 公的セクターへのサプライヤーになることが禁止される可能性あり 4. 輸入者許可の取消しとなる可能性あり

国別報告書の概要

国別報告書（以下、「CbCR」）の概要	
1. 作成義務対象者	<p>直前会計年度連結総収入120億MXN以上の多国籍企業グループの最終親会社等（Article 76-A of MITL）。</p> <p>なお、日本とメキシコの間ではCbCRの自動的情報交換が行われているため、在メキシコ日系企業の提出は不要。</p>
2. 作成期限／提出期限	<p>6月～12月決算の企業に関しては、報告対象年度の翌会計年度の12月31日までに提出。決算月が1月から5月までの期間である場合は異なる提出期限となる（Miscellaneous Fiscal Rule 2022 3.9.11）。</p>
3. 罰則	<ol style="list-style-type: none">1. 不順守について、172,480～245,570 MXNのペナルティ2. 税務調査の時効が10年に延長される可能性あり3. 公的セクターへのサプライヤーになることが禁止される可能性あり4. 輸入者許可の取消しとなる可能性あり5. 納税者番号の使用が制限される可能性あり（Article 82 of CFF）
4. CbCRに係る通知（Notification）の要否	<p>規定なし</p>

メキシコにおける特有の事項

メキシコにおける特有論点

独立企業間 レンジ	<ul style="list-style-type: none">独立企業間レンジは基本的に単年で使用し、複数年度で作成する際には検証対象企業のビジネスまたは製品サイクルが1年以上であることを証明する必要がある。四分位レンジが唯一の手法であると規定されており、フルレンジの使用が不可能である。
マキラドーラに該 当する企業	<ul style="list-style-type: none">マキラドーラ（メキシコ特有の優遇制度）とは、外国企業がメキシコ国内で製品を製造し、完成品を輸出することを条件に、原材料や部品、機械などを無関税で輸入できる制度であるが、当該制度を受ける法人に対し、APAを用いた移転価格の調整を行うことが不可能となっている。マキラドーラの課税所得計算では、セーフハーバー方式^{*1}がとられている。
その他	<ul style="list-style-type: none">TP文書の対象となる取引は、国外関連取引だけではなく、メキシコ国内における取引についても含まれる。

*1 セーフハーバー方式として、以下のうち、いずれか高い金額を課税所得として決定する方法が規定されている。

- ① 親会社もしくは関連会社を含むマキラドーラもしくはシェルターマキラ（自社で法人を設立せず、既存のシェルター企業（Shelter Company）の枠組みを利用して事業を開始する）法人に利用される資産価値の総額の6.9%
- ② 金融費用、為替差損、特別（臨時）損失を除くマキラドーラもしくはシェルターマキラ法人にて発生する総費用合計の6.5%

メキシコにおける移転価格調査に係るトピック

国外関連者への支払いの損金性に係る論点（ロイヤルティ取引およびグループ内役務提供取引）

- メキシコ税務当局は、メキシコ法人が他国の関連者にロイヤルティを支払う取引において、メキシコ法人が使用の許諾を受ける無形資産が、メキシコ法人にとって対価を支払う価値があることを示す証拠・書類等がない場合、ロイヤルティ支払金額の損金性が否定される場合がある。
- 同様に、グループ内役務提供取引の対価としてメキシコ法人が他国の関連者に支払う場合、下記のケースにおいては損金性を否定する場合がある。

対価の算定方法	役務提供対価の基礎となる“役務提供に要した費用”が、合理性のない按分方法によって算定されているケース
証拠・書類等	サービスが効果的に提供されたことを証明する十分な証拠・書類がないケース
	役務提供に際して発生した費用が納税者の事業目的に関連し、かつ当該費用が支出されることについて厳密に必要性があることを証明する十分な証拠・書類がないケース
	請求書等の書類を保管していないケース
対応方法についての助言	適切な移転価格文書および当局への説明資料を具備するなどの対応が必要である。

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2025年10月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.